

歯科点数表の初診料の注1の加算に係る院内掲示

当院は、歯科の特性に配慮した院内感染防止対策について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科点数表の初診料の注1」を届出しています。

【当院における院内感染防止対策の取り組み】

- ◇ 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じている。
- ◇ 院内感染防止対策等に関する指針策定
- ◇ 院内感染対策防止等に関する4年に1回以上の研修受講
- ◇ 従業員に対する院内感染防止対策の研修を年2回以上実施

山北徳新会病院
歯科・口腔外科